

## Clip!

### 住所が変わったら住所変更の手続きをしましょう。

問合せ先：市民生活課 市民生活担当

『本人確認』にご協力をお願いします。

第三者が本人になりすまし、虚偽の届け出を行う事件や、戸籍・住民票などの証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生しています。皆さんの大切な個人情報を守るため、窓口に来た方の「本人確認」を実施しています。

#### 本人確認方法

- ① 運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、外国人登録証などのいずれか1つを提示してください。
  - ② 健康保険証、介護保険証、後期高齢医療保険証、年金手帳・証書、学生証、社員証などのうち2つを提示してください。
- ※窓口で本人確認のため質問することがあります。ご了承ください。

- 本人確認書類(運転免許証など) 必要書類
- 本人確認書類(運転免許証など)

#### ■ 転居届

**対象者** 市内で住所が変わった方  
**届出期間** 新しい住所に住み始めてから2週間以内

- 転出証明書(前住所地の市区町村役場で転出届をして、交付を受けてください)
- 本人確認書類(運転免許証など) 必要書類

#### ■ 転入届

**対象者** 他市町村から引っ越しをして市内に住み始めた方  
**届出期間** 市内に住み始めてから2週間以内

#### ■ 転出届

**対象者** 市内から引っ越しをして他市町村に住み始めた方または住む予定の方  
**届出期間** 新しい住所に住み始める2週間前から

#### ■ 注意事項

届出は、原則本人がしてください。  
本人が届出できない場合は委任状が必要な場合があります。お問い合わせください。  
国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証、その他受給者証などのある方は、届出の際にお持ちください。

## Clip!

### 新しい国民健康保険証は3月下旬に郵送されます。

問合せ先：市民生活課 年金・医療担当

#### 国民健康保険税は納期内に納めましょう。

国民健康保険税は、私たちの医療費などにあてられる貴重な財源です。必ず納期内に納めましょう。納める意思はあっても失業や病気などの事情で納付が困難な方は、分割納付などの方法もありますので、お早めにご相談ください。

問合せ先 税務課 収納対策室

4月から使用する新しい国民健康保険証は、3月下旬に世帯の加入者全員分を同封して各家庭に送付します。保険証が届いたら、住所・氏名・生年月日など記載内容を確認して大切に保管してください。  
※期限切れの保険証は破棄してください。

国民健康保険に加入しているにもかかわらず保険証が届かない方、社会保険に加入しているにもかかわらず保険証が届いた方は、ご連絡ください。  
なお、国民健康保険税に未納がありますと、短期被保険者証または資格証明書が交付される場合があります。

保険証を郵送する封筒の中に特定健診のお知らせ、ジェネリック医薬品希望カードを同封します。ご覧ください。

#### 保険証の再交付には身分証明書が必要です。

国民健康保険証の再交付には、運転免許証・パスポートなどの身分を証明するもの(顔写真入り)が必要です。申請者は、本人または同居の家族の方で、それ以外の方の場合は、委任状と申請者(窓口へ来る方)の身分証明書が必要となります。  
なお、住所が同じでも世帯が別の方は、委任状が必要です。  
国民健康保険証のイメージは左図のとおりです。

国民健康保険 有効期限	平成24年3月31日	
被保険者証		
記号・番号	402-0000000	性別 男
氏名	都留太郎	
生年月日	昭和50年11月25日	
世帯主名	都留一郎	
住所	山梨県都留市上谷一丁目1番1号	
資格取得年月日	平成20年12月30日	
交付年月日	平成23年4月1日	
保険者番号	190041	
保険者名	都留市	

山梨県 都留市